

建設工事に係る中間前金払の支払限度額について

このことについて、次のとおり取り扱うこととします。

1 中間前金払支払限度額

中間前金払の支払限度額を前金払と同様に「限度額なし」に変更する。

【参考】

唐津市建設工事中間前金払事務取扱要綱（平成24年告示第193号）

（割合及び支払限度額）

第4条 中間前金払をすることができる割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金と前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えてはならない。

2 中間前払金の支払限度額は、別に定める。

2 適用

平成29年度契約分から適用する。